

## 第2章 犯罪被害者等のための具体的施策

〔平成18年度から19年度前半までの  
主な新規・拡充施策を記述〕

### 第1節 損害回復・経済的支援等への取組

#### 1 損害賠償の請求についての援助等

(基本法第12条関係)

○ 日本司法支援センター（愛称：法テラス、以下「法テラス」という。）において、犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714（なくことないよ））を設置。資力の乏しい犯罪被害者等に対し、無料法律相談や裁判費用などの立替えを行う民事法律扶助制度の利用について案内。

○ 平成18年5月、受刑者本人から損害賠償への充当などの申し出があった場合、認められた額の作業報奨金を釈放前に犯罪被害者等に支給可能とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号）<sup>\*1</sup>を施行。

○ 平成18年12月、財産犯などの犯罪行為による犯罪被害財産を没収・追徴し、被害回復給付金として犯罪被害者等に支給するための「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年法律第86号）及び「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（平成18年法律第87号）を施行。

○ 平成19年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）が成立。刑事事件について有罪の言い渡しをした後、当該刑事事件の裁判所において、損害賠償請求についての審理・決定を

することができる「損害賠償命令制度」を導入（公布の日から起算し1年6月以内に施行）。

#### 2 給付金の支給に係る制度の充実等

(基本法第13条関係)

○ 平成18年4月、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和。平成18年度の裁定金額は、1,272百万円（前年比139百万円増）。

犯罪被害者等給付金の申請及び裁定・決定状況

| 区分              | 年度別 | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 前年比  |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|------|
| 申請に係る被害者数（人）    |     | 458   | 465   | 491   | +26  |
| 裁定に係る被害者数（人）    |     | 465   | 412   | 458   | +46  |
| 支給裁定に係る被害者数     |     | 448   | 394   | 435   | +41  |
| 不支給裁定に係る被害者数    |     | 17    | 18    | 23    | +5   |
| 仮給付決定に係る被害者数（人） |     | 36    | 30    | 20    | -10  |
| 裁定金額（百万円）       |     | 1,247 | 1,133 | 1,272 | +139 |

提供：警察庁

（\*1）平成19年6月、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に題名変更。以下同じ。

## 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

### 政令改正

- 重傷病の支給要件の緩和

|                              |    |  |
|------------------------------|----|--|
| 療養期間 1 月以上<br>+<br>14 日以上の入院 | 改正 | 療養期間 1 月以上<br>+<br>3 日以上入院<br>(精神疾患については<br>3 日以上労働不能) |
|------------------------------|----|--|

- 重傷病給付金の支給対象期間の延長

|                                |    |                                |
|--------------------------------|----|--------------------------------|
| 犯罪行為による負傷<br>等の日から起算して<br>3 月間 | 改正 | 犯罪行為による負傷<br>等の日から起算して<br>1 年間 |
|--------------------------------|----|--------------------------------|

### 規則改正

- 親族間犯罪に係る支給制限の緩和

|  |                  |    |                           |                  |
|--|------------------|----|---------------------------|------------------|
| ① 夫婦<br>② 直系血族<br>③ 三親等内の親族<br>④ 同居の親族 | 不支給              | 改正 | ① 夫婦※<br>② 直系血族<br>③ 兄弟姉妹 | 不支給              |
| 上記以外の親族                                | 3 減額<br>の支給<br>1 |    | 三親等内の親族<br>(兄弟姉妹を除く)      | 3 減額<br>の支給<br>2 |
|  |                  |    | 上記以外の親族                   | 3 減額<br>の支給<br>1 |

※ 全部を支給しない場合の特例の改正

|   |    |   |
|---|----|---|
| 犯給金を支給しないことが<br>社会通念上適切でないと思<br>えられる特段の事情がある<br>場合、3 分の 1 支給。 | 改正 | 夫婦間における親族間犯罪<br>の場合で、DV法に基づく<br>保護命令が発出されている<br>など、犯罪に係る事情を勘<br>案して特に必要と認められ<br>るときは 3 分の 2 支給。 |
|---|----|---|

提供：警察庁

- 「経済的支援に関する検討会」において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源などについて検討。平成19年6月、犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充やカウンセリングについての配慮などを内容とする中間取りまとめを推進会議に報告。国民からの意見募集の結果を踏まえ、最終取りまとめに向け検討中。

- 平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助。

- 平成18年7月、地方社会保険事務局に対し、①犯罪被害者等が医療機関の窓口において保険診療の実施を拒まれることがあるかどうか現状把握に努めること、②そのような事例があった場合には厚生労働省へ報告するとともに当該医療機関に対して適切な指導を行うことを指示。

### 3 居住の安定（基本法第16条関係）

- 公営住宅について、犯罪被害者等の優先入居や目的外使用、DV被害者の単身入居などを、事業主体と警察当局などが連携し、実施中。

### 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

- 平成18年度、犯罪被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入についてアンケートを実施。現在、周知のためのリーフレットを作成中。

## 第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

- 平成19年1月、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」などを改正し、市町村における相談体制を強化。同年5月、「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、「要保護児童対策

- 地域協議会」の設置を努力義務化（20年4月施行）。
- 平成18年度、学校におけるカウンセリング体制の充実を図り、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置を拡充し、小・中学校を中心に児童生徒に対する集中的な教育相談を実施。平成19年度、突発的な事件や災害が発生した場合に備え、スクールカウンセラーによる緊急支援を促進。
  - 平成18年9月、警察庁から都道府県警察に「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」を発出、被害児童の心情に配慮した事情聴取、被害児童の立ち直りに向けたきめ細かな支援の実施などについて指示。
  - 平成18年6月、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立。都道府県が医療機関に関する情報を集約し、インターネットなどでわかりやすく、犯罪被害者等を含む住民に情報提供する仕組みを制度化。
  - 平成18年4月、診療報酬改定により、PTSDの診断のための心理テストであるCAPSを新たに保険適用。20歳未満の者に対して心身医学療法を行った場合の評価を引上げ。
  - 救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合に、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療などが速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に要請。
- ## 2 安全の確保（基本法第15条関係）
- 平成18年11月、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度などの抜本的見直しを実施。個人情報保護に十分留意した制度として再構築を行うための「住民基本台帳法の一部を改正する法律」を施行。
  - 平成19年6月、「再被害防止要綱」などを改正。都道府県警察から、再被害防止対象者の指定状況や刑事施設との連携状況などについて、定期的又は随時に報告を求め、都道府県警察における再被害防止措置を徹底。
  - 平成19年7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の成立（20年1月施行）により、配偶者暴力相談支援センターの業務を充実、保護命令制度を拡充。
  - 平成19年5月、「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立（20年4月施行）により、児童の安全確認などのための立入調査などを強化、保護者に対する面会・通信などの制限を強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置を明確化。
  - 平成18年9月から、ストーカー事犯者、性犯罪事犯者などについて、仮釈放された者に加え、保護観察付執行猶予者に対しても、被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項を遵守するよう指導監督。
  - 矯正施設に収容されている加害者に対し、平成18年度から、犯罪被害者等や支援団体から直接講話するゲストスピーカー制度を拡大。「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」により、必要な者には被害者の視点を取り入れた教育を義務付けて実施。  
平成19年3月から、全国の保護観察所において、保護観察対象者に対し、しょく罪指導プログラムを実施。

- 平成19年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立。性犯罪などの被害者の氏名などを公開の法廷で明らかにしないこと、検察官が弁護人に対し被害者の氏名などがみだりに他人に知られないようにすることを求めることができる制度を導入（公布の日から起算し6月以内に施行）。

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

- 平成18年7月、全国性犯罪捜査指導官等会議を開催し、性犯罪指導係への更なる女性警察官の配置などを指示。19年4月末現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取などを行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官は、全国の都道府県警察において5,459名。



提供：警察庁

- 警察署などへ立ち入ることに抵抗を感じる犯罪被害者等のため、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者対策用車両」を導入。平成18、19年度にそれぞれ58台を増強整備。
- 平成19年度に新営された検察庁4庁舎に

ついて、被害者専用待合室を設置。それ以外の検察庁においても、設置を検討中。

- 平成19年1月、精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所に勤務する医療従事者に対し、犯罪被害者等への適切な対応を行うために必要な基本的知識と初期対応の修得を目的とした第1回「犯罪被害者メンタルケア研修」を実施。35名の医療従事者が参加。
- 平成19年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が成立。民事訴訟において、犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、遮へい、ビデオリンク、付添いといった各措置を導入（公布の日から起算し1年以内に施行）。

### 第3節 刑事手続への関与拡充への取組

#### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

（基本法第18条関係）

- 平成19年3月、犯罪被害者用パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を改訂するとともに英語版を制作。同月、犯罪被害者等に刑事司法手続を分かりやすく紹介するためのDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を制作。ともに、全国の検察庁に配布。



提供：法務省

- 平成18年7月、警察庁において、検視、司法解剖に関する手続などを盛り込んだパンフレットのモデル案を示し、都道府県警察における作成、配布を指示。19年6月末現在、全都道府県警察において、同パンフレットを配布。
- 平成18年5月、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行にあわせ、「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」を発出し、犯罪被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には受刑者との面会を許すことができること、犯罪被害者等からの受刑者あて信書は原則として制限することなく許可すべきことなどの指針を提示。
- 平成18年5月、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行に伴い、刑事施設において、必要な者には義務付けて、犯罪被害者等の視点を取り入れた交通安全指導プログラムを実施。
- 平成19年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立。犯罪被害者等が、公判期日への出席、証人の尋問、被告人に対する質問、意見の陳述ができる「被害者参加の制度」を導入（公布の日から起算し1年6月以内に施行）。また、同法律により、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲が拡大。
- 平成19年6月、「更生保護法」が成立。保護観察対象者に対し犯罪被害者等の心情などを伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見などを聴取する制度を導入（公布の日から起算し6月以内に施行）。

#### 第4節 支援等のための体制整備への取組

##### 1 相談及び情報の提供等

###### （基本法第11条関係）

- 都道府県・政令指定都市に対して、主管課室長会議の開催などにより、総合的な対応を行う窓口の設置などを要請。平成19年10月1日現在、28の地方公共団体に総合的対応窓口が設置。
- 内閣府犯罪被害者等施策ホームページ内に、「相談機関等」のページを作成、主な犯罪被害者等支援体制の概要・相談窓口について情報提供。
- 平成19年2月から、都道府県・指定都市教育委員会において、夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる「24時間いじめ相談ダイヤル（全国統一ダイヤル：0570-0-78310（なやみ言おう）」を実施。
- 平成18年12月、「被害者の手引」モデル案を改訂。指定被害者支援要員制度、安全の確保に関する制度の情報を新たに掲載するとともに、刑事手続、裁判で利用できる制度についての情報、犯罪被害給付制度などの経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報を拡充。



提供：警察庁

被害者連絡の対象者への配布に加え、犯罪被害者等のための制度を教示する際に広く活用。

○ 平成18年10月、法テラスが業務を開始。犯罪被害者等に対し、必要に応じて犯罪被害者支援に精通している弁護士や、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介。また、関係機関・団体などの相談窓口をホームページに掲載。

○ 平成19年2月、「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設。自助グループを含む犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先などを紹介。

○ 「支援のための連携に関する検討会」において、どの関係機関・団体などを起点としても、必要な情報提供・支援などを途切れることなく受けることのできる体制作り、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修、犯罪被害者等支援のコーディネーターなどの育成の在り方について検討。平成19年6月、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成、備付けや研修カリキュラムの作成・認定制度の実施などを盛り込んだ中間取りまとめを推進会議に報告。国民からの意見募集の結果を踏まえ、最終取りまとめに向け更に検討中。

○ 平成18年12月、被害者連絡実施要領を以下のとおり改正。

① 対象：集団強姦罪、人身売買罪などを追加。交通事故事件について、全治3か月以上の重傷を負った事故と危険運転致死傷罪に該当する事件を追加。

② 内容：捜査の初期段階において、刑事手続・犯罪被害者等のための制度についても連絡。

③ 時期：被害者死亡事件について、初期段階に加え、6か月、1年が経

過した時点にも連絡を行い、以後、少なくとも1年に1度連絡。

④ 体制：警察署長などを責任者とした体制を確立。

○ 海上保安庁において、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を平成18年4月から部署ごとに指定。

## 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

○ 深刻な犯罪・重度事故被害者のPTSDに対する認知行動療法（長時間曝露法）の有効性などを確認。また、犯罪被害者遺族の心的外傷性悲嘆に対する認知行動療法（複雑性悲嘆治療）がPTSD症状などに効果的であることが示唆された。

○ 平成17年度からの3年計画である「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を実施。17年度、18年度は、犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズ調査、心理的外傷治療の調査、精神保健福祉センターなどの職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作りのための調査などを実施。

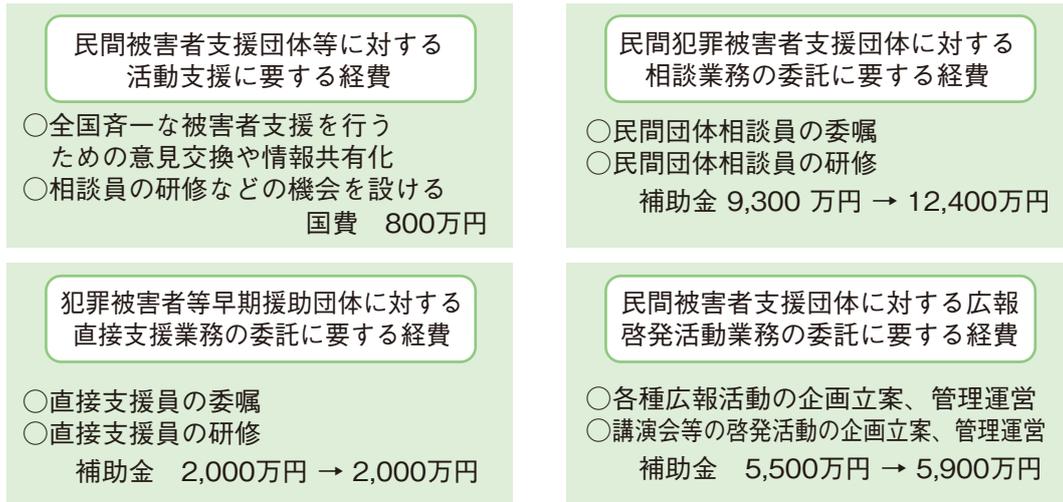
平成19年度は、これまでの結果などを踏まえて、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめる予定。

## 3 民間の団体に対する援助

### （基本法第22条関係）

○ 民間被害者支援団体などに対する活動支援、民間被害者支援団体に対する相談業務の委託（平成19年度、補助金を1億2,400万円に増額）、広報啓発活動業務の委託（同年度、補助金を5,900万円に増額）、犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託など、財政的援助の充実。

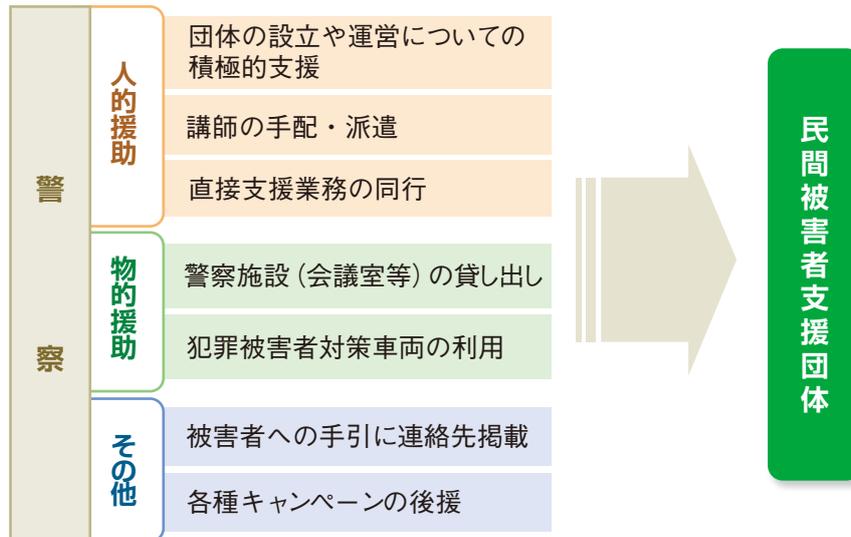
国による民間被害者支援団体に対する財政的援助



平成19年度 2億1,100万円



民間被害者支援団体に対するその他の援助



提供：警察庁

○「民間団体への援助に関する検討会」において、犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源などの総合的な在り方について検討。平成19年6

月、犯罪被害者等早期援助団体などに対する援助の拡充や地方公共団体における取組を促進するための方策などを盛り込んだ中間取りまとめを推進会議に報告。国民からの意見募集の結果を踏まえ、最終取りまとめに向け更に検討中。

## 第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

- 「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）において、平成18年度、内閣府主催の第1回「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を、3府県において開催。開催結果を内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、情報提供を行うとともに、報告書として関係機関へ配布。19年度は、中央大会を東京で開催、地方大会を4道県において開催予定。新たに、犯罪被害者等に関する標語を募集。
  
- 平成19年7月、関係省庁・地方公共団体の職員を対象として、「保健医療・福祉の分野における被害者支援」をテーマに「犯罪被害者等施策講演会（第1回）」を実施。講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、広く一般に情報を提供。
  
- 平成18年度、「犯罪被害者等に関する国民意識調査」として、国民一般・犯罪被害者等を対象にアンケート調査を実施。国民一般の犯罪被害者等に対するイメージと犯罪被害者等の実態部分との差異を明らかにするとともに、調査結果を、広く一般に公表。現在、本調査結果を活用し、青少年向けの啓発用教材を作成中。